

有床診療所とは？

平成 25 年 11 月 7 日 葉梨之紀

## 1) 有床診療所の特性

有床診療所とは、19 床以下の病床を持ち、医師 1 人・看護師 1 人以上で運営する小規模入院医療施設である。

基本的に専門医やかかりつけ医の機能を持つ 1 人の意欲ある医師が、地域の需要に応じて開設し、外来・入院治療を主治医として担当する。

病院が多い都会地よりも、人口も少ない農山村地域に多く(特に九州・北海道)、その地域の医療センター的な役割をしてきた。

通常は、患者と同じ地域に生活する一人の開業医が、患者の身体的疾患の既往にとどまらず、社会的・家族的・個人的背景をも知った上で「包括的医療」を実践している。更に地域の高齢化に伴って、近年では、必然的に介護・療養もおこなわざるを得ない状況となっている。

大部分は小規模多機能入院施設と位置付けられるが、一部専門に特化した有床診療所もある。(例えば、産科、眼科、耳鼻科、皮膚科、精神科) 日本で年間出産する新生児が約 100 万人とすると、その半分は病院でなく有床診療所で生まれている。特に九州では 6 割～7 割を有床診療所が扱っている。

## 2) 有床診療所の病床機能

## 5 つの機能

- ① 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡しとしての機能
- ② 専門医療を担って病院の役割を補完する機能
- ③ 緊急時に対応する医療機能(軽度・中等度の救急対応)
- ④ 在宅医療の拠点となる機能、医療・介護の包括的ケア機能
- ⑤ 終末期医療を担う機能

地域により、また患者の状態により、1 施設が①～⑤の機能を、1 つまたは複数併せ持つ。

3) 極端に低く設定された入院基本料の為に、経営は困難で、1990 年に全国で 23,589 カ所あった有床診療所は毎年 500～1000 カ所が入院医療をやめた為に、2013 年現在 9300 カ所と激減した。

⇒ 閉院または無床化、 27 万床 ⇒ 12 万床

年間の入院医療費総額は約 3800 億円、病院は約 8900 カ所で約 15 兆円  
入院して 1 か月を越すと、有床診療所における 1 日の入院基本料は介護施設入所費用の約 1/2 以下となる。(最低で 1 日 3510 円)